

昭和60年

ごじょうめ

10月1日

(毎月1日・15日発行)

No. 525



歌声は美しいハーモニーに ～ 正装は白いブラウスに黒のロングスカート

(広報紙中にある写真を欲しい方にはおめげします)

発行/五城目町

編集/文書広報課 ☎ 0188 (52) 2100(代)

印刷/湖東印刷所

川をきれいに



真崎堰頭首工

町の生涯教育

コールもりやま

お母さんたちのコーラスグループ「コールもりやま」。そのさわやかな歌声は、成人式や町功労者表彰式典など、町のいろいろな行事に花を添えてくれています。

グループを結成して今年で七年。「ママさんコーラス」というグループ名を、今年の四月、町のシンボル森山にあやかかって「コールもりやま」と変え、お母さんたちは心機一転、張り切っています。

定例の練習日は、毎月二回。土曜日の午後、幼稚園や町民センターで開き、小玉正文先生(下高崎)の指導を受けています。

メンバーは二十八人。年齢は二十代から六十代までと離れていますが、歌うことの好きなお母さんたちの呼吸はピッタリ。一人ひとりの歌声は、美しいハーモニーを作りだします。

例会
9月町議

56歳以上の昇給定める

一般会計 四四五九万二千円を追加

九月定例町議会は、九月十七日から二十一日までの五日間の日程で開かれ、昭和六十年年度一般会計補正予算案をはじめ、一般職の職員給与に関する条例の一部改正案など十議案を審議し、全議案を原案通り可決、認定しました。また、財団法人五城目町開発公社の経営状況について報告を受けたほか、陳情一件を採択、二件を継続審査としました。

一般職の職員給与に関する条例の一部改正

一般職の職員給与に関する条例が、国、県に準じて一部改正されました。これにより五十六歳以上の職員の昇給期間が延ばされ、五十六歳に達した日以後の最初の昇給は十八カ月、その後昇給は二十四カ月となりました。また、五十八歳に達すると昇給しないことに決められました。

町有財産の使用権を廃止

規約の一部変更は、秋田県市町村交通災害共済組合が「秋田県市町村交通災害共済組合」に名称が変更になったことと、「仙北西部特別養護老人ホーム一部事務組合」から新規加入の申し込みがあったことによるものです。

手数料を定める

五城目共同福祉施設（リバーサイド磯ノ目）の販売料が改正され、施設内で販売している町の特産品の販売手数料は、月上額の十パーセント以内。

秋田県市町村職員退職手当組合規約の一部変更を可決

秋田県市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約が原案通り可決されました。

規約の一部変更は、秋田県市町村交通災害共済組合が「秋田県市町村交通災害共済組合」に名称が変更になったことと、「仙北西部特別養護老人ホーム一部事務組合」から新規加入の申し込みがあったことによるものです。

歳入、歳出予算補正の主な内容は次のとおりです。

- ▽国庫支出金 六百五十八万四千円増額
- ▽教材費負担金 三百三十二万三千円減額
- ▽公共土木施設災害復旧費負担金 五百九十七万七千円増額
- ▽地方道路整備臨時交付金 五百二十万七千円増額
- ▽県支出金 六百十九万五千円増額
- ▽農村総合整備モデル事業費補助金 五百八十二万七千円増額
- ▽老人福祉事務委託金 二百七十九万九千円増額
- ▽繰越金 三千万円増額
- ▽十九年度からの繰越金 十九万九千七百七十一万四千円増額
- ▽老人福祉事務費受託収入 二百八十八万二千円増額
- ▽町債 八十万円減額
- ▽都市計画街路事業債 二百八十万円減額
- ▽公共土木施設災害復旧債 二百五十万円増額

- ▽総務費 七十六万四千円減額
- ▽指定統計調査費 五十二万八千円減額
- ▽県単統計調査費 九十万四千円減額
- ▽民生費 七百六十九万一千円増額
- ▽養護老人ホーム費 七百六十九万九千円増額
- ▽衛生費 五百三十九万九千円減額
- ▽清掃センター費 五百三十四万四千円減額
- ▽農林水産業費 九百三十三万七千円増額
- ▽農地費 二百三十一万一千円増額
- ▽農村総合整備モデル事業費 四百四十五万七千円増額
- ▽商工費 七百八十三万八千円増額
- ▽商工振興費の増額 円増額
- ▽土木費 一千二百九十八万二千円増額
- ▽都市下水路費 二百七十七万七千円増額
- ▽区画整理事業費 一千六十六万六千円増額
- ▽公園事業費 二百二十万九千円増額
- ▽教育費 三百二十万一千円増額
- ▽小学校管理費 三百三十六万二千円増額
- ▽中学校管理費 百六十六万一千円減額
- ▽災害復旧費 七百六十七万三千円増額
- ▽現年災害復旧費の増額
- ▽予備費 百八十八万九千円増額
- ▽国民健康保険特別会計に五三七〇万円を追加

- 昭和六十年年度簡易水道事業特別会計予算は、七千円が追加され、予算総額は六百八十三万三千円となりました。
- 水道事業会計を補正
- 昭和六十年年度水道事業会計の補正は次のとおりです。
- ▽事業費用 補正予定額 六百四十三万七千円増額
- 計九千二百二十八万二千円
- ▽資本的支出 補正予定額 百一十五万七千円
- 計二千七百八十八万八千円
- 五十九年度水道事業決算
- 昭和五十九年度水道事業決算の概要は次のとおりです。

- ▽収益的収入 一億一千四百六十八万五千三百十三円
- ▽収益的支出 八千七百八十一万六千一百一十円
- ▽純利益 二千六百八十六万九千三百二円
- ▽資本的収入 〇円
- ▽資本的支出 一千九百四十九万九千九百九十一円
- ▽資本的収入の資本的支出に對する不足する額 一千九百四十九万九千九百九十一円は、当年度損益勘定留保資金 八百六十九万一千三百二十七円、減積立金 五十一万四千二百六十五円、建設改良積立金 一千二百四十九万九千九百九十九円で補てん。
- ▽剰余金の処分 当年度末処分利益剰余金 三千八百八十九万五千六百円を減積立金 一千五百万円、建設改良積立金 一千五百万円、翌年度繰越剰余金 一千三百八十九万五千六百円に処理。

クマに注意!!

今年もクマが異常に出没しています。山に入る場合は次のことを守ってください。

- ・二人以上で入山する
- ・ラジオや笛などで音をだしながら入山する
- ・子グマのそばには親グマがいるので絶対近よらない
- ・山には食べものなどを捨ててこない

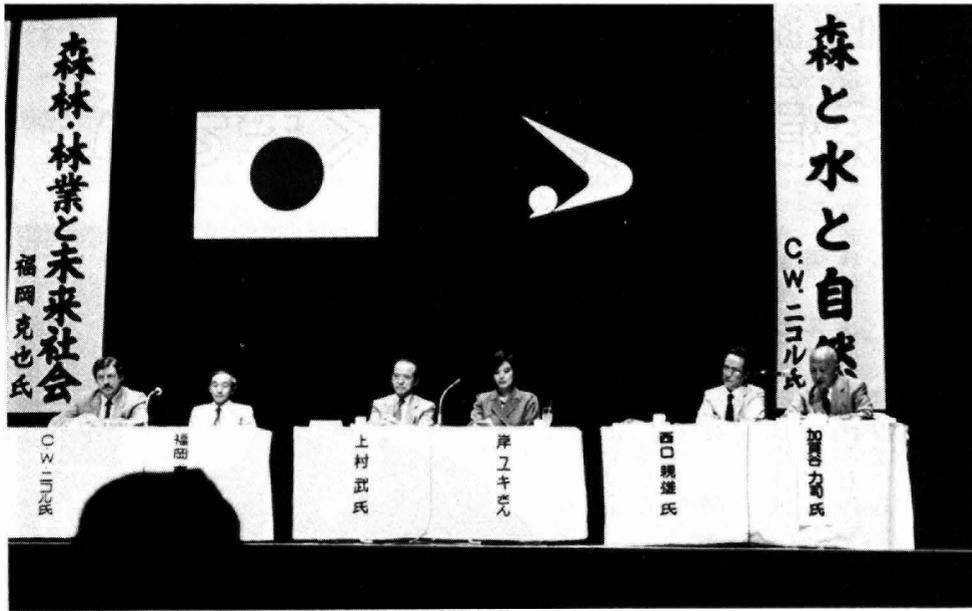


緑と林業 を考える シンポジウム

町長パネラー務める

「緑と林業を考えるシンポジウム」が、九月十四日、秋田市の県児童会館で開かれ、田市の県児童会館で開かれ、パネラーとして招かれた町長は、林業者の立場から意見を述べました。

このシンポジウムは、森林の重要性和、その森林を守り育てる林業の役割を多面的にとらえようと、県が主催したもので、県内関係者約七百人が参加しました。



ステージでパネラーたちが活発な討議

基調講演の後に行われたパネルディスカッションのパネラーは町長はじめ、極地探検家のC・W・ニコル氏、立正大学教授の福岡克也氏、日本住宅・木材技術センター理事長の上村武氏、タレントの岸ユキさん、東北大学農学部助教授の西口親雄氏の六人。コーディネーターは財団法人林政総合調査研究所理事の森巖夫氏。基調講演を受けて産業としての林業と自然との調和、山村再生の手立、林道など、「緑」をめぐる問題について多角的な討論を展開しました。

県森林組合連合会長理事などの要職にあり、県林業の発展に努めている町長は、「国連で取り上げている『緑』と、我々が取り組まなければならない『緑』とは、若干考え方が違うのではないかとこの見地から申しあげます」と前置きし意見を述べました。

その中で「林業が自然破壊の主謀者であるかのような誤解が感じられ、大変残念に思っております」と、戦前、戦後の林業経営と社会的要請とのかかわりを説明し、林業の実像を正しくとらえたいと、山村の衰退には国民的コンセンサスの下で対処しなければならぬと語りました。

また、「我々林業人の言うことに耳を傾けなければ、五十年後に日本民族は、大変な鉄槌を受けることになるであろうという警鐘を乱打したいと思えます」と訴えました。

冠婚葬祭

公民館の調査から

⑨

香典は現状より

少なくてもよい？

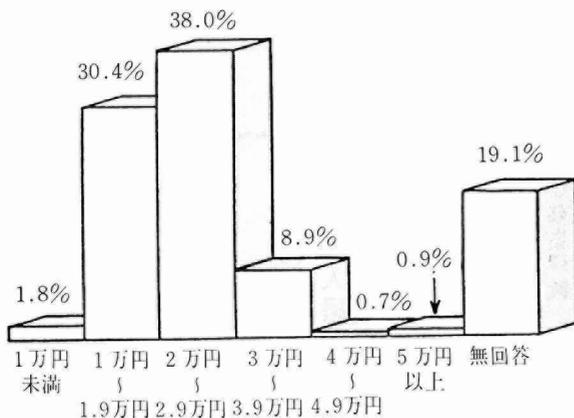
▽香典の金額はどのくらいが適当か(親戚の場合)
適当な香典の金額について、親戚の場合、「一万円から一万九千円」に全体の三〇・四％が答えており、実際にやりとりされている場合(第五二二号参照)よりも多くなっています。そして、二万円以上の金額に答える

人は、少なくなっており、多くの人は現状より少ない金額でもよいと考えているようです。
▽香典の金額はどのくらいが適当か(一般会葬者の場合)
一般会葬者の場合も同様に、実際やりとりされている金額より少なくてもよい

と考えているようです。また、全県平均では、「千円から二千九百円」が全体の五五％を占めているのに対して、本町では十四％となっており町内の皆さんが考えている香典の金額は、全県の平均よりかなり高いといえます。

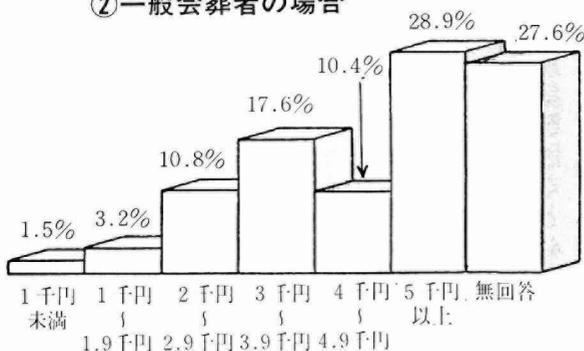
適当と思われる香典の金額

①親戚の場合



適当と思われる香典の金額

②一般会葬者の場合



文化経済懇話会 “お笑い健康寄席” 落語をお楽しみください

広域体育館
10月20日

桂文治一門が総出演



桂文治師匠

第五回定例文化経済懇話会は、十月二十日午後二時から広域体育館三階体育室で「お笑い健康寄席」と銘打って開かれます。
今回は、躍進五城目町合併三十周年記念行事の一つとして式典終了後に行われるもので、落語界「桂家」の宗家である桂文治一門が総出演し、合併三十周年にふさわしい豪華な企画です。入場は無料。どなたでも入場できます。
出演者は、桂文治師匠をはじめ桂伸乃介、柳家小幡、桂

平治、桂亭治、おはやしが杵屋作美智(三味線)。桂文治師匠は、独特の話しぶりと格調ある落語で客を魅了する人気プラスの実力派。昨年、産業文化祭にあわせて行われた文化経済懇話会「お笑い健康寄席」に出演しており、二回目の来町となります。出し物は落語のほか、二人羽織、かっぱれなどが予定されており、公演時間は二時間。日本独特の演芸の一つである落語と寄席の楽しさを満喫できる内容となっています。



桂亭治



桂平治



柳家小幡



桂伸乃介

道路交通センサス 調査員が10月中旬訪問

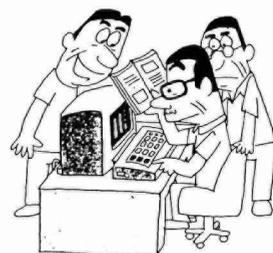
昭和六十年道路交通センサス全国道路、街路情勢調査)が行われます。この調査は、建設省と県が全国的

な規模で行うもので、道路交通の現状と問題点を把握し、将来にわたる道路の整備計画を策定するための基礎資料を得ることを目的にしています。

調査対象は、市町村別自動車登録台数の五パーセント程度の台数となっています。調査員が十月中旬に自動車の所有者または使用者を訪問し、聞き取り調査を行います。調査員が訪問した際にはご協力をお願いします。

お知らせ

新里町公営住宅 入居者を募集



全国労働衛生週間
10月1日～7日

新里町公営住宅の入居者を募集しています。募集内容は次のとおりです。申込書は役場建設課にあります。

▽募集戸数 一戸

▽受付期間 十月一日

十月十二日

▽入居期日 十月二十一日

▽家賃月額 一万九千円

▽申し込み先 役場建設課

明るくきれいな選挙

記念作文を募集

「国民参政九十五周年・普選六十周年・婦人参政四十周年記念会」では、明るくきれいな選挙実現のための選挙に関する記念作文を募集しています。

▽テーマ

次のテーマの中から自由に一題を選択し、できるかぎり自己の体験等に基づく具体的な感想を書いてください。

- ① 参政権の拡張の歩みについて
- ② 政治参加としての選挙の意義

- ③ 初めて選挙権を行使した感想
 - ④ 明るい選挙を実現するために
 - ⑤ 投票率の低下の解決策
- ▽応募枚数
四百字詰原稿用紙六枚以上十枚以内
- ▽締め切り期日
昭和六十年十一月三十日
(当日消印有効)
- ▽送り先、問い合わせ先
五城目町選挙管理委員会
5212100

技能検定 建築製図など47職種

後期技能検定が行われます。技能士の資格は、職業訓練法に基づいて行われる国家検定で、一級、二級、単一等級があります。

受検職種は、建築大工、建築製図、ガラス施工、洋菓子製造、和菓子製造、和裁など四十七職種です。受検資格として実務経験が必要です。

▽受検申請受付
十月二日～十月十四日

▽試験の免除
職業訓練指導員取得者または職業訓練指導員の講習を受けずと学科試験免除となります。

▽問い合わせ先
県職業訓練課

60-1733
職業能力開発協会
62-3510

「体育の日」スポーツ大会

温水プール無料開放
開会式で一〇〇〇万人ラジオ体操祭 地方大会

「体育の日」スポーツ大会が、十月六日、十日、十三日、雀館運動公園の各施設を会場に開かれます。

開会式は十日午前九時から運動広場で行われます。開会式では、秋田郵便局、NHK秋田放送局など主催の「一〇〇〇万人ラジオ体操祭地方大会」とラジオ体操優良団体の表彰式も行われます。「一〇〇〇万人ラジオ体操」はどなたでも参加できますので、町内の皆さんも気軽に参加してください。

また、「体育の日」の十日は、温水プールが無料開放されます。開放時間は、午前十時から午後四時半まで。

おりです。

▽地区対抗ゲートボール大会
十日・運動広場

▽ミニバスケットボール大会
十日・広域体育館

▽全町テニス大会
十日、十三日・テニスコート

▽全町あるこう会
十日・広域体育館前出発

▽学童野球大会
六日・運動広場

▽全町弓道大会
十日・弓道場

行政相談所を開設

気軽に利用を

十月十三日から十九日まで行政相談週間です。期間中、合同行政相談所や巡回相談所が開設されます。交通安全、税金、年金、保険、生活保

護など行政に対する要望や意見がありましたら気軽に相談してください。行政相談委員と秋田行政監察事務所が、問題の解決に努めてくれます。相談は無料ですし、相談者の秘密も守られます。

巡回行政相談所

▽開設日時
十月十八日(金)
午前十時～午後三時

▽開設場所
五城目商工会館(二階和室)

▽行政相談委員
長谷川豊(一番町)
☎5212238

合同行政相談所

▽開設日時
十月十七日(木)
午前十時～午後三時

▽開設場所
秋田市農協会館(五階)

行政苦情一〇番

相談にてかけられない方のために、いつでも電話による相談を受け付けています。

▽行政苦情一〇番
☎2311100

町内の話題

山頂をクリンアップ

矢場崎子ども会

矢場崎子ども会では、このほど森山山頂のクリンアップを行いました。

これは、早朝親子森山登山を兼ねて行ったもので、子供たちやその父兄四十人あまり

が参加しました。子ども会の皆さんはラジオ体操を行った後、早朝のすがすがしい空気の中、雀館児童館厚生員とともに、山頂付近の清掃に汗を流しました。

児童館では、施設を子ども会の行事の会場に利用していただくとともに、児童館厚生員が行事の開催に協力しますので、お気軽にご相談ください。



早朝登山に参加した子ども会の皆さん

お知らせ

事業主の皆さん
労働保険へ加入を

一人でも労働者を雇用している事業主は、業種を問わず労働保険(労災保険および雇用保険)への加入が義務づけられています。

労働者が安心して働くために、まだ加入していない場合は、秋田労働基準監督署、または秋田公共職業安定所に、すぐ加入手続きをしてください。

▽問い合わせ先

秋田公共職業安定所雇用保険適用課 八番窓口へ
☎6414111

鳥海山ろく線

開業を記念して催し

由利高原鉄道(株)鳥海山ろく線は十月一日に開業しますが、それを記念して沿線の三市町でいろいろな催しが行われます。

記念行事は次のとおりです。

・開業記念式典・パレード：
十月一日

・ゆりトピアふるさと市場：
十月五日～六日

・ゆりトピア山麓まつり(カラオケ大会)：
十月五日

・鳥海山ろくウォークラリー：
十月六日

・おほかっぱゲートボール大会：
十月八日

・花立高原マラソン大会：
十月十三日

・鳥海山ろく線フォトコンテスト：
十月五日～十三日

▽問い合わせ先
本荘市企画調整課
☎0184(22)1078

由利町企画課
☎0184(53)2111

矢島町企画課
☎0184(55)2402

スイミングスクール

女性の参加者を募集

温水プールでは、レディス・スイミングスクール(主催・五城目町水泳協会)の参加者を募集しています。

▽対象 一般女性

▽開催期間 および日時
・昭和六十年十月
・昭和六十一年三月

毎週火曜日午後二時～三時

▽経費

・受講料 千円
・入場料 二百円(その都度)
▽申し込み・問い合わせ先
温水プール ☎5214411 猿田まで

引揚港「まいづる」を
偲ぶ全国の集い

引揚港「まいづる」を偲ぶ全国の集いが、十月七日から十日まで、舞鶴市を会場に開かれます。これは、海外引揚四十周年を記念して、引揚者の皆さんと市民が集い、平和の誓いを新たにしようというものです。

▽問い合わせ先 役場住民課
☎5212100

粗大ごみを集めます

乾電池は無料で収集

粗大ごみ(不燃物)を次の日程で集めます。粗大ごみを引き取って欲しい方は、日程に従って各地域の集積場所へ指定時間前に運んでおくようにしてください。処理手数料は集積場所まで徴収します。

なお、乾電池は無料です。ただし、ビニール袋などに入られて乾電池であることが分かるようにしてください。

〔馬場目地区〕

▼10月14日午前

▽北ノ又・蛇喰||金沢良蔵宅前(9・30)▽落合||金沢勇宅前(9・45)▽9・55▽杉沢||杉沢診療所前(10・05)▽10・25)▽坊井地||金沢四郎宅前(10・35)▽10・45)▽恋地上||バス停前(10・50)▽11・00)▽恋地中||バス停前(11・05)▽11・15)▽恋地下||佐々木勇太郎宅前(11・20)▽11・30)

〔馬場目地区〕

▼10月14日午後

▽水沢||バス停(上)前(1・20)▽1・30)▽平ノ下||公民館前(1・35)▽1・45)▽中村||公民館前(1・50)▽2・05)▽寺庭||石井理吉宅前(2・10)▽2・20)▽蓬内台||児童館前(2・30)▽2・45)▽門前||公民館前(2・50)▽3・00)▽町村||門前入口(3・10)▽3・25)▽帝釈寺||草皆貢宅前(3・30)▽3・40)

〔内川・森山・大川地区〕

▼10月14日午前

▽浅見内||猿田忠治郎宅前(9・00)▽9・10)▽湯ノ又(9・00)▽公民館前(9・20)▽小川口||公民館前(9・20)▽9・30)▽黒土||バス停前(9・40)▽9・50)▽小倉||公民館前(10・00)▽10・10)

〔内川・森山・大川地区〕

▼10月15日午後

▽大川||農協前(1・20)▽1・30)▽大川||浅野理容店前(1・40)▽1・50)▽下樋口||農村環境改善センター(2・00)▽2・10)▽曙町||バス停前(2・20)▽2・30)▽石崎・四ツ屋||石崎バス停前(2・40)▽2・50)▽西野||公民館前(3・00)▽3・10)▽谷地中||公民館前(3・20)▽3・30)

〔馬川地区〕

▼10月16日午前

▽館越||バス停前(9・30)▽9・40)▽久保||公民館前(9・50)▽10・00)▽高崎上||坊村橋こみ集積所(10・10)▽10・20)▽高崎中||さいかつ部落前(10・30)▽10・40)▽高崎下||集会所前(10・50)▽11・00)

〔富津内地区〕

▼10月17日午前

▽高樋||バス停前(9・10)▽9・25)▽北村||バス停前(9・30)▽9・45)▽落合||公民館前(9・50)▽10・10)▽千日||バス停前(10・20)▽10・30)▽高田||小玉養治郎宅前(10・35)▽10・50)▽脇村||伊藤重美宅前(11・00)▽11・15)▽乙市||バス停前(11・20)▽11・30)

〔五城目地区〕

▼10月17日午後

▽台・御藏下||公民館前(1・30)▽1・45)▽長面||バス停前(1・50)▽2・00)▽八田||バス停前(2・05)▽2・20)▽富田||公民館前(2・30)▽3・00)▽上山内||バス停前(3・10)▽3・30)▽下山内||バス停前(3・45)▽4・00)

〔五城目地区〕

▼10月18日午前

▽新里町・広ヶ野・希望ヶ丘||伊藤商店前(広ヶ野)(9・00)▽9・10)▽上田町・田町||佐々木菓子店前(田町)(9・20)▽9・50)▽仲町・長町・小池町・川原町||福田ハナ宅前(仲町)(10・00)▽10・10)▽今町・御蔵町・築地町・米沢町||電報電話局前(10・20)▽10・50)▽畑町||神明社前

〔五城目地区〕

▼10月18日午後

▽雀館・昭辰町||坂谷商店前(雀館)(1・00)▽1・20)▽新町・一番町||川端会館前(新町)(1・30)▽1・50)▽古川町(3・00)▽上山内||バス停前(2・00)▽2・20)▽新畑町||保育園前(2・30)▽2・50)▽矢場崎・東磯ノ目町・西磯ノ目町||本間商店前(矢場崎)(3・00)▽3・20)

〔卓球教室〕

戦没者などの遺族に「特別弔慰金」を支給

戦没者などの遺族に「特別弔慰金」が支給されることになりました。

昭和六十年四月一日において、遺族年金等を受給している人のいない遺族で、子、兄弟姉妹など三親等以内の先順位者一人に支給されます。

△内容

今回が第四回目の法改正で、国が終戦四十周年に当たり、改めて弔慰の意をあらわすも

△支給対象

昭和六十年四月一日において、遺族年金等を受給している人のいない遺族で、子、兄弟姉妹など三親等以内の先順位者一人に支給されます。

△請求手続き

昭和六十年十月中旬から、役場住民課窓口で受け付け、その後県で裁定されます。なお、三年以内に申請しないと時効となりますので注意してください。

△問い合わせ先

役場住民課 ☎(52)2100

戦没者などの遺族に「特別弔慰金」を支給

戦没者などの遺族に「特別弔慰金」が支給されることになりました。

昭和六十年四月一日において、遺族年金等を受給している人のいない遺族で、子、兄弟姉妹など三親等以内の先順位者一人に支給されます。

△内容

今回が第四回目の法改正で、国が終戦四十周年に当たり、改めて弔慰の意をあらわすも

△支給対象

昭和六十年四月一日において、遺族年金等を受給している人のいない遺族で、子、兄弟姉妹など三親等以内の先順位者一人に支給されます。

△請求手続き

昭和六十年十月中旬から、役場住民課窓口で受け付け、その後県で裁定されます。なお、三年以内に申請しないと時効となりますので注意してください。

△問い合わせ先

役場住民課 ☎(52)2100

戦没者などの遺族に「特別弔慰金」を支給

戦没者などの遺族に「特別弔慰金」が支給されることになりました。

昭和六十年四月一日において、遺族年金等を受給している人のいない遺族で、子、兄弟姉妹など三親等以内の先順位者一人に支給されます。

△内容

今回が第四回目の法改正で、国が終戦四十周年に当たり、改めて弔慰の意をあらわすも

△支給対象

昭和六十年四月一日において、遺族年金等を受給している人のいない遺族で、子、兄弟姉妹など三親等以内の先順位者一人に支給されます。

△請求手続き

昭和六十年十月中旬から、役場住民課窓口で受け付け、その後県で裁定されます。なお、三年以内に申請しないと時効となりますので注意してください。

△問い合わせ先

役場住民課 ☎(52)2100

戦没者などの遺族に「特別弔慰金」を支給

戦没者などの遺族に「特別弔慰金」が支給されることになりました。

昭和六十年四月一日において、遺族年金等を受給している人のいない遺族で、子、兄弟姉妹など三親等以内の先順位者一人に支給されます。

△内容

今回が第四回目の法改正で、国が終戦四十周年に当たり、改めて弔慰の意をあらわすも

△支給対象

昭和六十年四月一日において、遺族年金等を受給している人のいない遺族で、子、兄弟姉妹など三親等以内の先順位者一人に支給されます。

△請求手続き

昭和六十年十月中旬から、役場住民課窓口で受け付け、その後県で裁定されます。なお、三年以内に申請しないと時効となりますので注意してください。

△問い合わせ先

役場住民課 ☎(52)2100

戦没者などの遺族に「特別弔慰金」を支給

戦没者などの遺族に「特別弔慰金」が支給されることになりました。

昭和六十年四月一日において、遺族年金等を受給している人のいない遺族で、子、兄弟姉妹など三親等以内の先順位者一人に支給されます。

△内容

今回が第四回目の法改正で、国が終戦四十周年に当たり、改めて弔慰の意をあらわすも

△支給対象

昭和六十年四月一日において、遺族年金等を受給している人のいない遺族で、子、兄弟姉妹など三親等以内の先順位者一人に支給されます。

△請求手続き

昭和六十年十月中旬から、役場住民課窓口で受け付け、その後県で裁定されます。なお、三年以内に申請しないと時効となりますので注意してください。

△問い合わせ先

役場住民課 ☎(52)2100

戦没者などの遺族に「特別弔慰金」を支給

戦没者などの遺族に「特別弔慰金」が支給されることになりました。

昭和六十年四月一日において、遺族年金等を受給している人のいない遺族で、子、兄弟姉妹など三親等以内の先順位者一人に支給されます。

△内容

今回が第四回目の法改正で、国が終戦四十周年に当たり、改めて弔慰の意をあらわすも

△支給対象

昭和六十年四月一日において、遺族年金等を受給している人のいない遺族で、子、兄弟姉妹など三親等以内の先順位者一人に支給されます。

△請求手続き

昭和六十年十月中旬から、役場住民課窓口で受け付け、その後県で裁定されます。なお、三年以内に申請しないと時効となりますので注意してください。

△問い合わせ先

役場住民課 ☎(52)2100

戦没者などの遺族に「特別弔慰金」を支給

戦没者などの遺族に「特別弔慰金」が支給されることになりました。

昭和六十年四月一日において、遺族年金等を受給している人のいない遺族で、子、兄弟姉妹など三親等以内の先順位者一人に支給されます。

△内容

今回が第四回目の法改正で、国が終戦四十周年に当たり、改めて弔慰の意をあらわすも

△支給対象

昭和六十年四月一日において、遺族年金等を受給している人のいない遺族で、子、兄弟姉妹など三親等以内の先順位者一人に支給されます。

△請求手続き

昭和六十年十月中旬から、役場住民課窓口で受け付け、その後県で裁定されます。なお、三年以内に申請しないと時効となりますので注意してください。

△問い合わせ先

役場住民課 ☎(52)2100

戦没者などの遺族に「特別弔慰金」を支給

戦没者などの遺族に「特別弔慰金」が支給されることになりました。

昭和六十年四月一日において、遺族年金等を受給している人のいない遺族で、子、兄弟姉妹など三親等以内の先順位者一人に支給されます。

△内容

今回が第四回目の法改正で、国が終戦四十周年に当たり、改めて弔慰の意をあらわすも

△支給対象

昭和六十年四月一日において、遺族年金等を受給している人のいない遺族で、子、兄弟姉妹など三親等以内の先順位者一人に支給されます。

△請求手続き

昭和六十年十月中旬から、役場住民課窓口で受け付け、その後県で裁定されます。なお、三年以内に申請しないと時効となりますので注意してください。

△問い合わせ先

役場住民課 ☎(52)2100

戦没者などの遺族に「特別弔慰金」を支給

戦没者などの遺族に「特別弔慰金」が支給されることになりました。

昭和六十年四月一日において、遺族年金等を受給している人のいない遺族で、子、兄弟姉妹など三親等以内の先順位者一人に支給されます。

△内容

今回が第四回目の法改正で、国が終戦四十周年に当たり、改めて弔慰の意をあらわすも

△支給対象

昭和六十年四月一日において、遺族年金等を受給している人のいない遺族で、子、兄弟姉妹など三親等以内の先順位者一人に支給されます。

△請求手続き

昭和六十年十月中旬から、役場住民課窓口で受け付け、その後県で裁定されます。なお、三年以内に申請しないと時効となりますので注意してください。

△問い合わせ先

役場住民課 ☎(52)2100

中国の指導者招き

卓球教室を開催

五卓会

位などの実績があり、現在、ヤマト卓球(株)の社員として、全国で中国卓球の講習、指導にあたっています。

午後一時半～五時

▽会場 広域体育館

▽受講料 小中学生 百円 高校生以上二百円

〔卓球教室〕

〔歓迎会〕

▽日時 十月五日午後一時半～五時

十月六日午前九時～正午

▽会場 十月五日午後六時半

グリーンロイヤル丸富

▽会費 三千元

▽日時 十月六日正午

▽会場 広域体育館会議室

▽会費 千円

〔昼食会〕

卓球教室と昼食会への参加は、当日、会場で受け付けます。また、歓迎会への参加申し込みは前日まで次のところへ。

▽申し込み・問い合わせ先

猿田和男(中川原)

☎52-2465

〔五城目地区〕

▼10月18日午前

▽新里町・広ヶ野・希望ヶ丘||伊藤商店前(広ヶ野)(9・00)▽9・10)▽上田町・田町||佐々木菓子店前(田町)(9・20)▽9・50)▽仲町・長町・小池町・川原町||福田ハナ宅前(仲町)(10・00)▽10・10)▽今町・御蔵町・築地町・米沢町||電報電話局前(10・20)▽10・50)▽畑町||神明社前

〔処理手数料〕

テレビ 五百円

冷蔵庫 三百円

洗濯機 二百円

リヤカー 二百円

ミシン 二百円

自転車 百円

その他十キロ当たり五十円

